

政省令告示に委任している事項等について

第4回 ゲノム編集技術等を用いたヒト
受精胚等の取扱い等に関する合同会議

参考資料
9

令和8年9月2日

今後、ご議論をいただくものとして、①政令事項、②省令事項、③指針、④その他がある。

①政令事項

法第2条関係：ゲノム編集技術等の範囲

法第3条関係：禁止行為の例外

法第6条関係：研究類型の定義

そのほか（権限の委任（法第17条第1項、第2項）、経過措置（附則第6条））

②省令事項

法第6条、第9条、第10条、第11条関係：届出の様式（内容や重大、軽微な変更を含む。）

そのほか（主務大臣等（法第16条第4項）、権限の委任（法第17条第3項、第4項）、経過措置（附則第3条第2項、第4項第6号、第7号））

③指針

法第4条関係：指針

④その他

審査体制、通報体制

※このほか、本合同会議の議論において、国民に対する普及啓発活動、臨床利用を容認する際の議論等についても、検討に含めることとされた。

今後のスケジュール（案）

7月 第2回合同会議

- ・規制の対象範囲についてのヒアリング（意見聴取）

8月 第3回合同会議

- ・ゲノム編集技術等の範囲について（審議済）
- ・動物胎内移植禁止の例外規定について（意見聴取）

9月 第4回合同会議（本日）

- ・動物胎内移植禁止の例外規定について
- ・取扱計画書の様式
- ・ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する指針について

10月 第5回合同会議

- ・運用体制（取扱計画書の審査体制など）

11月以降 パブリックコメント

総合科学技術・イノベーション会議への意見伺い（指針）

令和8年度末をめどに政省令告示を公布

令和9年7月24日 施行

※第5回合同会議以降の開催時期、内容については、議論の状況に応じて調整 2